

最近の労働法改正はその目的を達成したか？

『日本労働研究雑誌』編集委員会

人口の高齢化や非正社員の増加といった社会環境や労働市場の変化に対応することを目的として、この10年ほどで日本の労働法は次々と改正されてきた。

人口の高齢化による年金財政の悪化は年金支給開始年齢の引き上げをもたらした。それに伴って高齢者の雇用確保が課題になると高齢者雇用安定法が改正され、企業に高齢者就業機会の確保が求められることになった。そして、募集・採用において年齢により差別されることを禁止することを目的に雇用対策法も改正された。

また、雇用人口に占める非正社員の比率が増えるにしたがって、正社員と非正社員の待遇格差が脚光を浴びることになった。これを背景として、通常の労働者と短時間労働者の格差是正を目的としてパート労働法が改正された。また派遣労働者の取り扱いについては規制緩和と規制強化の間で揺れ動いている。

この特集は、これらの法改正の趣旨・目的を法律学者が説明し、経済学者がその成果を実証的に評価するというという形で編まれている。法改正の趣旨や経緯を把握することは今後の政策の在り方を論じるうえで重要だ。議論の過程を知ることで、法改正の趣旨や目的をよりの確に知ることができ、どのような視点で評価をすればいいかわかる。経済学者はしばしばエビデンスを重視した政策決定の重要性を強調するが、エビデンスとはそれがどんな確定的なものであっても政策決定の過程では論証の一構成要素に過ぎない。エビデンスから得られるインプリケーションを、すでになされてきた政策議論の流れや理論的な枠組みの中に位置づけつつ展開してこそ政策決定に影響を与えうる説得力が得られる。他方、法律学者が望ましい法律改正を外国法の参照や人権論からの演繹的発想だけで論じることにも限界がある。どの国の労働市場であっても、労働者・企業の質や量、そして市場を取り巻く数

多くの制度に異質性があるため、外国での経験から学べることは全体構造の中の一部のメカニズムにとどまる。また、政策目標を見定めるため演繹的な概念整理は有用だが、日本の労働市場に与えられた制約の中でどのような政策がその目標を達成できるのかを検討することが必要だ。つまり、我が国の労働政策を論じるためには我が国の経験を振り返るという足元を見つめる作業が欠かせない。この特集の特徴は4つの法改正を取り上げ、それぞれの経緯と目標を記述し、その結果を評価することで今後の政策論議に資する論点を具体的に提示していることにある。

高齢者雇用安定法に関しては法学から森戸論文、経済学から近藤論文が収録されている。森戸論文は高齢者雇用安定法の2004年改正（2006年4月施行）が、「中高年齢者はいったん離職すると再就職が非常に困難であり、円滑な企業間労働移動が可能となるような人事労務管理制度や能力評価システムも整備されていない」という日本の労働市場の中で65歳までの雇用を確保するための妥協の産物であるとし、企業に与えられた3つの選択肢、①定年年齢の65歳引き上げ、②希望者全員対象の65歳までの継続雇用制度導入、または③定年の定め廃止、のうち特に継続雇用制度導入が在籍企業での雇用確保を目指したものであるとする。この際、「継続雇用制度が実施され、希望すればその適用を受けられる場合であっても、労働条件の低下度合いが大きいという理由で結局再雇用を選択しない者が多数となってしまうのではないか」という懸念があった」。よって、2004年改正が65歳までの雇用を促進するかどうかは自明ではなかったが、この点を評価したのが近藤論文である。総務省統計局『労働力調査』の個票データを用いた分析によると高齢者雇用安定法改正の影響を受けた世代は、受けなかった世代に比べて60歳以降の就業率が上昇した。その影響

は従業員規模 100 人未満の企業で働くものには見られなかったが、従業員規模 500 人以上の企業で働くものに明確にみられるという。また、法改正の転職への影響を調べるため 59 歳の時と違う仕事をしている割合を計算したが、法改正前後の世代で明確な違いは見られないとする。定年によって大企業を辞めたものが中小企業に転職するのを法改正が阻害するという議論もあるが、必ずしもエビデンスに基づくものとは言えないようだ。

雇用対策法は募集採用段階での年齢制限の禁止規定を盛り込み、2007 年に改正され同年 10 月より施行された。同法に関して、法学から柳澤論文、経済学から佐々木・安井論文が収録されている。雇用対策法改正にあたり、年齢差別の禁止は労働政策審議会の建議の段階では盛り込まれておらず、自由民主党の政治主導で主として「年長フリーター」対策ならびに団塊世代の再就職対策として年齢制限禁止が雇用対策法に盛り込まれた経緯を柳澤論文は紹介している。そのうえで、採用段階で年齢を理由とした採用拒否を立証することが難しい点、罰則規定がない点などを挙げて法が実効性を持ったかどうかは明らかではないとしている。一方、求人段階で年齢制限を行わない企業が増加していることや、年齢制限を行わない採用活動の成功事例を政府が広告していることなどを指摘し、法改正の効果が上がった可能性をも指摘している。佐々木・安井論文は厚生労働省『雇用動向調査』を用いてストックである年齢別労働者数、フローである年齢別入職者数の双方の変化を調べた。ストック分析の結果、2007 年改正後に 60 歳以上の高齢雇用者の割合が上昇し、特にパートタイム労働者の上昇率が高いことを発見した。また、フローの分析の結果、パートタイム入職者全体に占める 60 歳以上入職者の比率が 2007 年改正の影響で増加したことが示された。加えて男性に限ればフルタイム入職者に占める 60 歳以上入職者の比率は上昇している。これらの結果より法改正の意義を認めている。

パート法については法学から阿部論文、経済学から川口論文が収録されている。パートタイム労働法は 2007 年に改正され 2008 年 4 月から施行されたが、改正の目玉は通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者の差別的取り扱いを禁じたことにあった。阿部論

文は「通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者」が満たすべき条件として、職務内容の同一性、人材活用の仕組みと運用の同一性が認められ無期労働契約を結んでいるという条件のほかに、「使用者が主張する待遇の違いに関する客観的（合理的）正当化理由がない」という条件を満たす必要があることを指摘し、その認定条件が厳しいことを指摘している。しかし、これらの条件を満たさないパート労働者に対しても賃金に関する均衡処遇を努力義務として課し、合理的説明ができない著しい格差は認められないとの法理念を示したことの意義を指摘する。法改正の議論の段階より「通常の労働者と同視すべきパートタイム労働者」が少ない点を懸念する声があったが、それらの労働者を厚生労働省『賃金構造基本統計調査』より選び、改正法施行が一般労働者と短時間労働者の賃金格差を是正したかを調べたのが川口論文である。法がターゲットとする労働者を選ぶため、4 つの職種の無期雇用非正社員を対象に一般労働者と短時間労働者の賃金格差を調べたが、改正法施行が賃金格差を縮小させた証拠は得られなかった。また勤続年数についても改正法施行が一般労働者と短時間労働者の格差を縮小させたという証拠は得られなかった。

派遣法に関しては法学と経済学の共同論文として神林・水町論文が収録されている。派遣法は労働力需給の仕組みとして労働者派遣への要請が高まったことを受けて成立した。1986 年の施行以来、1996 年の対象業種拡大、1999 年のネガティブリスト化、2004 年の製造業派遣の解禁、2012 年の短期派遣の禁止と派遣法は数度の改正を経てきた。これらの改正を、①労働者派遣事業の制度化による労働力需給調整機能の發揮、②派遣労働者の保護、③常用代替の防止の 3 つのバランスを、労働市場の変化を踏まえて変えてきたことの歴史として整理している。このうち労働力需給調整機能の向上を評価するため、厚生労働省『職業安定業務統計』の 1963～2012 年の月次データを用いたマッチング関数の推定を行った。日本の労働市場全体のマッチング効率性が時とともに大きく変化してきたことが明らかになったが、改正派遣法の施行のマッチング効率性への影響を時系列データから明らかにすることは難しい。この困難を乗り越えるため、2004 年 3 月の製造業派遣解禁を対象に新たに解禁の対象となっ

た業種とそうでない業種（あらかじめ解禁されていた業種と引き続き禁止された業種の双方を含む）のマッチング効率性の変化を比較するという差の差の推定が用いられている。その結果は派遣労働の解禁が必ずしもマッチング効率性を向上させるとは限らないことを示唆している。また、派遣労働者の保護という視点を評価するため、法改正が雇用の安定性を増加させたかを総務省統計局『就業構造基本調査』を用いて検証したが、それほど明確な効果とは言えないが派遣労働者の雇用が他の直用非正規労働者より向上したことが見いだされた。全般的に派遣法改正が与えた効果が正確に推定できない理由として派遣労働者が全労働者に占める割合が低く、一般の政府統計を用いた検証が難しい点を挙げ、政策評価のためのデータ整備の重要性が

強調されている。

法律学者と経済学者が協力し労働政策を評価することの具体例をこの特集は紹介することができた。これまでも法学と経済学の協働の重要性や政策評価の重要性は強調されてきたが、特定の法改正を法学と経済学の観点から突っ込んで評価する機会は限られていた。この特集はその点で一歩前進したことを示すものだといえよう。また、経済学の分析はそれぞれ政府統計の個票データを独自に集計したものに基いている。政策評価にあたり個票データと識別戦略が重要な役割を果たすことにお気づきいただけるとありがたい。

責任編集 川口大司・佐々木勝・水町勇一郎
(解題執筆 川口大司)